

一定の事由により個人住民税の特別徴収を行うことができない場合は、切替理由書の提出をお願いいたします

○個人住民税の給与引き去りの対象は、原則として全ての従業員となりますが、給与が毎月支給されていないなど、一定の事由（※）がある従業員は当分の間、普通徴収とすることができます。一定の事由に該当する従業員につきましては、給与支払報告書を提出の際に右記の「切替理由書」で市町あてにお知らせください。

※ 一定の事由とは、切替理由書の「切替理由」欄に該当する場合です。

個人の希望や事務担当者の不在といった理由による普通徴収への切り替えは認められません。

※ 切替理由書の提出がない場合（一定の事由に該当しない場合）は、普通徴収希望で給与支払報告書が提出された場合であっても、特別徴収として税額通知書を送付いたします。

切替理由書の利用に御理解・御協力をお願いいたします。

○記載例

普通徴収切替理由書			
市区町村名	菊川市	指定番号	○○○○○○○
事業者名	○○株式会社		

符号	普通徴収切替理由	人数
普A	総従業員数が2名以下	人
普B	他の事業所で特別徴収（普通徴収として扱う乙欄該当者）	人
普C	給与が少なく税額が引けない	1人
普D	給与の支払が不定期（例：給与の支払が毎月ではない）	人
普E	事業専従者（個人事業主のみ該当）	人
普F	退職者又は退職予定者（5月末日まで）及び休職者	1人
合 計		2人

切替理由書

※『普F退職者又は退職予定者及び休職者』欄における「退職予定者」とは、5月末日までに退職を予定されている方です。切替理由書提出後、新たに退職・復職等の事由が生じた場合は、すみやかに異動届出書を御提出ください。